

新島村役場 ▶ TEL 04992(5)0240 代表

FAX 04992(5)1304

e-mail:kouhou@niijima.com

若郷支所 ▶ TEL 04992(5)0181

FAX 04992(5)1572

e-mail:wakagou@niijima.com

式根島支所 ▶ TEL 04992(7)0004

FAX 04992(7)0439

e-mail:shikinejima@niijima.com



にいじま

2023

12月号

第34回新島国際ガラスアート フェスティバル



新島村の財政公表	2
年末年始カレンダー	7
おしらせ	8
さわやか健康センターだより	10
できごと	11

新島村の世帯と人口

世帯数	1,336 (-2)	出生	0
村人口	2,458 (-5)	死亡	3
本村地区	1,723 (-3)	転入	5
式根島地区	481 (-2)	転出	7
若郷地区	254 (0)	その他	0
令和5年11月1日現在(カッコ内は前月比)			

新島村の財政公表

表1：令和4年度一般会計の歳入（収入）

歳入（収入） **43億7,876万2千円**

自主財源 7億6,832万6千円 17.5%	村税	3億3,421万4千円	7.6%
	財産収入	5,154万9千円	1.2%
	使用料・手数料	5,152万6千円	1.2%
	負担金・分担金	479万9千円	0.1%
	寄付金	238万7千円	0.0%
	繰入金	436万3千円	0.1%
	繰越金	3億1,948万8千円	7.3%
依存財源 36億1,043万6千円 82.5%	国庫支出金	2億3,140万4千円	5.3%
	地方交付税	17億4,750万4千円	39.9%
	地方特例交付金	97万8千円	0.0%
	都支出金	13億3,923万3千円	30.6%
	村債	7,771万4千円	1.8%
	その他（地方譲与税・地方消費税交付金など）	2億1,360万3千円	4.9%

みなさんが納める税金などは、わたしたちの暮らしにいろいろな形で使われています。昨年度のお金の使い道などを令和4年度決算としてお知らせします。また、現在の財政状況を令和5年度上半期（4月～9月）の予算状況としてお知らせします。

決算・予算・会計について

1. 決算とは？

令和4年度の決算状況は表1～表7、令和5年度上半期の予算状況は表8～表11のとおりです。

表2：令和4年度一般会計の歳出（支出）

歳出（支出） **40億8,976万5千円**

義務的経費 12億5,422万2千円 30.7%	人件費	7億6,843万円	18.8%
	扶助費	1億1,377万1千円	2.8%
	公債費	3億7,202万1千円	9.1%
投資的経費 6億2,310万3千円 15.2%	普通建設事業費	6億2,031万1千円	15.2%
	災害復旧費	279万2千円	0.1%
その他経費 22億1,244万円 54.1%	物件費	10億6,679万9千円	26.1%
	維持補修経費	8,306万3千円	2.0%
	補助費など	2億7,763万6千円	6.8%
	積立金	3億871万6千円	7.5%
	投資・出資金	0	0.0%
	貸付金	1,450万円	0.3%
	繰出金	4億6,172万6千円	11.3%

村の仕事は予算に沿って行います。4月1日～翌年3月31日までの1年間を一会計年度といい、この1年間の収入と支出、これにともなう借金や貯金などの計算が決算です。

2. 予算とは？

予算とは、1年間にかかる収入と支出について見積もりを立てること。また、この内容をいいます。新島村では広報にいじま5月号で毎年お知らせしています。

3. 会計の分け方

村には2つの会計があります。一般会計と特別会計です。村に出入りするお金のすべてが、性質によって2つに分けられています。それぞれに歳入（収入）と歳出（支出）があり、お金の出入りを別々に管理します。財布が2つあると考えてください。

歳入・歳出について

1. 一般会計・歳入（収入）

歳入に充てるものを指します。1年間に村に入るすべてのお金です。歳入はいくつかの観点で大きく2つに分けられます。

▼自主財源

村の中で調達できるお金です。みなさんが納める村税が主な収入源です。この割り合いが高いほど、財政の自主性と安定性が高いといえます。

▼依存財源

国や都から使い道や金額が決められ、交付されたり借り入れたりするお金です。

▼一般財源と特定財源

使い道が特定されないお金をいいます。依存財源の地方

▼1つめの財布『一般会計』

福祉・教育・ゴミ処理など、村の基本的な事業を管理。村の会計の中心です。令和4年度の歳入と歳出は表1、表2のとおりです。

▼2つめの財布『特別会計』

特定の事業を行うための会計です。条例に基づき設置します。新島村には9の特別会計があります。令和4年度の歳入と歳出は表3のとおりです。

会計別決算状況

歳入



一般会計

43 億 7,876 万 2 千円

特別会計

26 億 1,737 万 1 千円

歳入総額

69 億 9,613 万 3 千円

歳出



一般会計

40 億 8,976 万 5 千円

特別会計

25 億 5,831 万 8 千円

歳出総額

66 億 4,808 万 3 千円

表 3：特別会計の種類と令和 4 年度特別会計の歳入・歳出

歳入（収入）	26 億 1,737 万 1 千円
歳出（支出）	25 億 5,831 万 8 千円

特別会計の種類	歳入（収入）	歳出（支出）	差し引き額
1. 連絡船事業	9,283 万 3 千円	9,283 万 3 千円	0
2. 簡易水道事業	1 億 1,801 万 3 千円	1 億 1,030 万円	771 万 3 千円
3. 国民健康保険診療所事業	6 億 3,183 万 8 千円	6 億 3,183 万 8 千円	0
4. 国民健康保険事業	5 億 4,492 万 3 千円	5 億 3,467 万 5 千円	1,024 万 8 千円
5. 後期高齢者医療事業	9,109 万 5 千円	9,031 万 1 千円	78 万 4 千円
6. 下水道事業	6 億 2,502 万 6 千円	6 億 2,074 万 6 千円	428 万円
7. 温泉ロッジ事業	1,793 万 6 千円	1,793 万 6 千円	0
8. 介護保険事業	4 億 9,218 万 4 千円	4 億 5,615 万 6 千円	3,602 万 8 千円
9. 災害援護資金貸付事業	352 万 3 千円	352 万 3 千円	0
合計	26 億 1,737 万 1 千円	25 億 5,831 万 8 千円	5,905 万 3 千円

交付税や地方譲与税などがあ
げられます。
▼特定財源
使い道が特定されているお
金をいいます。依存財源の国
庫支出金・都支出金・自主財
源の使用料や手数料などがあ
げられます。
2. 一般会計・歳出（支出）
一年間に払う予定のすべて
のお金です。性質別と目的別
に分けられます。地方自治体
の財源体質を分析するうえで
の重要なポイントです。
(1) 性質別の分類
▼義務的経費
支出が義務づけられ、任意
に削減が難しい経費。この割
り合いが高いと財政構造が硬
直しているとされます。人件
費、扶助費、公債費がありま
す。
▼投資的経費
道路や公園、学校、公営住
宅などの新増築に充てる経
費。新島村では、普通建設事
業費が該当します。
▼その他経費
義務的経費、投資的経費に
あてはまらない経費が7つあ
ります。
(2) 目的別の分類
支出の目的を基準にした分
け方です。新島村の目的別の
歳出は14に分類されます。5
ページの表10をご覧ください。

表 4：基金の種類（村の貯金）

令和 4 年度末現在

基金の種類	金額
1. 財政調整基金	10 億 46 万 9 千円
2. 減債基金	2 億 1,161 万 8 千円
3. 住民センター図書基金	297 万 8 千円
4. 公共施設整備基金	5 億 997 万 2 千円
5. 高齢者福祉対策基金	2 億 3,506 万 5 千円
6. 土地開発基金	3 億 323 万 1 千円
7. ふるさと創生基金	2 億 2,021 万 5 千円
8. 庁舎建設基金	3 億 8,077 万 4 千円
9. 災害対策基金	0
10. 連絡船建造基金	1,521 万円
11. 簡易水道事業基金	4,899 万 2 千円
12. 介護給付準備基金	2,720 万 2 千円
合計	29 億 5,572 万 6 千円

村の貯金と借金は？

▼基金（貯金）
村には12種類の「基金」が
あります。（表 4）
基金とは、長期的な視野に
立ち、財源が不足したときの
支出の増加に備えた積立金。
一般家庭の預貯金にあたりに
ます。
▼村債（借金）
道路整備など、臨時的に多
くの費用を必要とする時に、
地方公共団体が国や金融機関
から借り入れる資金です。い
まそこに住んでいる人と、将
来そこに住む人の世代間の不
公平を解消することが目的で
ます。返済期間は長期にわた
ります。（表 5）

みなさんが納めた村民税の額は？

表 5：村債残高（村の借金） 令和 4 年度末現在

42 億 3,200 万 6 千円

表 7：令和 4 年度にみなさんが納めた村民税

1 人あたり	63,910 円
1 世帯あたり	118,782 円
令和 4 年度の村民税額（調定額）を令和 5 年 4 月 1 日現在の人口と世帯で割った数字です。	
人口：2,405 人	世帯：1,294 世帯

村の資産は？

土地や建物など5種類。学
校や公園、道路のほか役場や
支所も含まれます。（表 6）

表 6：財産の状況 令和 4 年度末現在

公有財産	土地	19,323,648.88 ㎡
	建物	53,873.36 ㎡
有価証券		3,161 万円
出資による権利		2 億 5,561 万 5 千円
貸付金		2 億 7,183 万 2 千円

歳入（収入）の状況

令和5年度
上半期の一般会計歳入
21億868万9千円

令和5年度上半期（4月～9月）の予算執行状況をお知らせします。

▼一般会計・歳入（収入）21億868万9千円で、昨年度より305万2千円（0.1%）増加しています。（表9）

▼一般会計・歳出（支出）13億527万円で、昨年度より、852万2千円（0.6%）減少しています。（表10）

▼特別会計・歳出（支出）7億9,512万1千円で、総額の27.7%を執行しました。（表11）

上半期の予算執行状況

表8：村税の内訳

区分	収入済額	構成比
村民税	6,861万6千円	37.3%
固定資産税	8,865万8千円	48.3%
軽自動車税	1,610万2千円	8.8%
市町村たばこ税	1,028万7千円	5.6%
入湯税	0	0.0%
合計	1億8,366万3千円	100%

グラフ1：一般会計の収入割合

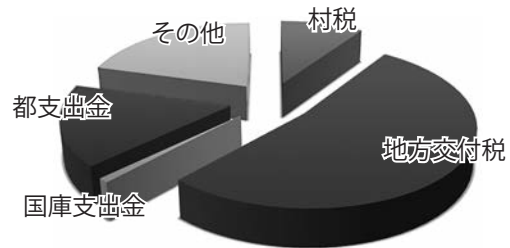


表9：令和5年度一般会計歳入…令和4年度との比較

	令和5年度				令和4年度	
	収入済額	構成比	増減額	増減率	収入済額	構成比
村税	1億8,366万3千円	8.7%	△1,529万5千円	△7.7%	1億9,895万8千円	10.2%
地方譲与税	465万9千円	0.2%	8万3千円	1.8%	457万6千円	0.3%
利子割交付金	19万9千円	0.0%	△4千円	△2.0%	20万3千円	0.0%
配当割交付金	73万6千円	0.0%	5万円	7.3%	68万6千円	0.0%
株式譲渡所得割交付金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
法人事業税交付金	775万円	0.4%	189万6千円	32.4%	585万4千円	0.1%
地方消費税交付金	3,450万8千円	1.6%	113万6千円	3.4%	3,337万2千円	1.9%
自動車取得税交付金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
環境性能割交付金	125万6千円	0.1%	5万4千円	4.5%	120万2千円	0.1%
国有提供施設等所在市町村助成交付金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
地方特例交付金	88万8千円	0.0%	△9万円	△9.2%	97万8千円	0.1%
交通安全対策特別交付金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
地方交付税	11億4,508万7千円	54.3%	4,111万3千円	3.7%	11億397万4千円	55.5%
分担金・負担金	35万円	0.0%	△169万7千円	△82.9%	204万7千円	0.1%
使用料・手数料	2,060万4千円	1.0%	△118万6千円	△5.4%	2,179万円	1.0%
国庫支出金	2,200万5千円	1.1%	289万円	15.1%	1,911万5千円	1.3%
都支出金	3億6,497万7千円	17.3%	1,582万2千円	4.5%	3億4,915万5千円	18.3%
財産収入	1,292万8千円	0.6%	△320万3千円	△19.9%	1,613万1千円	0.6%
寄付金	131万3千円	0.1%	111万3千円	556.5%	20万円	0.0%
繰入金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
繰越金	2億8,031万8千円	13.3%	△3,917万円	△12.3%	3億1,948万8千円	8.3%
諸収入	2,744万8千円	1.3%	△46万円	△1.6%	2,790万8千円	2.2%
村債	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	21億868万9千円	100.0%	305万2千円	0.1%	21億563万7千円	100.0%

表9・表10の項目説明

- 村税
 - みなさんが納めた税金。
- 地方譲与税
 - 国税（自動車重量譲与税・地方揮発油譲与税・航空燃料譲与税）の一定額が村に交付されたもの。
- 利子割交付金
 - 貯金利子に課税される都民税の一部が交付されたもの。基準は都民税の割合。
- 地方消費税交付金
 - 消費税の一定額が村に交付されたもの。目的は地方分権の推進、地域福祉の充実など。
- 環境性能割交付金
 - 自動車税環境性能割の一定額が村に交付されたもの。目的は道路の整備。
- 地方特例交付金
 - 抜本的な税制の見直しが行われるまで、地方税の減収を補うために交付されるもの。
- 地方交付税
 - 国税（所得税・法人税・酒税・消費税・タバコ税）の一定額が村に交付されたもの。目的は地方公共団体間の財政不均衡をなくし、全国一定のサービスを受けられるようにすることなど。
- 分担金・負担金
 - 特定の村事業で利益を受けた個人や団体が、その利益の中から支払うお金。
- 国庫・都支出金
 - 国や都が使い道を定めて交付するお金。目的や事業の性格で負担金、補助金、委託金に分類。
- 寄付金
 - 個人や団体から譲り受けたお金。

歳出（支出）の状況

令和5年度 上半期の一般会計歳出 13億527万円

表 10：一般会計（目的別分類）歳出……令和5年度と令和4年度の比較

	令和5年度					令和4年度	
	支出済額	構成比	執行率	増減額	増減率	支出済額	構成比
議会費	2,792万3千円	2.1%	40.9%	257万8千円	10.2%	2,534万5千円	1.9%
総務費	2億4,833万9千円	19.0%	24.6%	△7,324万円	△22.8%	3億2,157万9千円	24.5%
民生費	2億774万9千円	15.9%	25.5%	△340万6千円	△1.6%	2億1,115万5千円	16.1%
衛生費	1億1,313万8千円	8.7%	33.5%	△967万3千円	△7.9%	1億2,281万1千円	9.3%
労働費	959万3千円	0.7%	41.4%	△36万6千円	△3.7%	995万9千円	0.8%
農林水産費	1億2,370万4千円	9.5%	35.0%	3,940万7千円	46.7%	8,429万7千円	6.4%
商工費	1億2,681万2千円	9.7%	26.1%	295万2千円	2.4%	1億2,386万円	9.4%
土木費	8,704万3千円	6.7%	19.6%	1,436万9千円	19.8%	7,267万4千円	5.5%
消防費	2,541万2千円	2.0%	17.6%	△323万7千円	△11.3%	2,864万9千円	2.2%
教育費	1億5,033万1千円	11.5%	33.3%	2,285万4千円	17.9%	1億2,747万7千円	9.7%
災害復旧費	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
公債費	1億8,522万6千円	14.2%	48.1%	△76万円	△0.4%	1億8,598万6千円	14.2%
諸支出金	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
予備費	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	13億527万円	100.0%	28.7%	△852万2千円	△0.6%	13億1,379万2千円	100.0%

令和5年度 上半期の特別会計歳出 7億9,512万1千円

表 11：特別会計（歳出）……上半期の執行状況

特別会計の種類	予算額	収入済額	収入率	支出済額	執行率
連絡船事業	2億9,790万5千円	0	0.0%	4,129万2千円	13.9%
簡易水道事業	8,959万9千円	2,456万円	27.4%	3,234万6千円	36.1%
国民健康保険診療所	4億1,492万6千円	6,749万円	16.3%	1億7,156万1千円	41.3%
国民健康保険事業	5億9,704万5千円	1億1,457万6千円	19.2%	1億3,653万6千円	22.9%
後期高齢者医療事業	9,693万7千円	1,902万3千円	19.6%	5,348万6千円	55.2%
下水道事業	8億3,954万9千円	1,358万2千円	1.6%	1億9,139万7千円	22.8%
温泉ロッジ事業	119万3千円	0	0.0%	73万円	61.2%
介護保険事業	5億3,238万円	2億1,931万円	41.2%	1億6,777万2千円	31.5%
合計	28億6,953万4千円	4億5,854万1千円	16.0%	7億9,512万1千円	27.7%

※災害援護資金貸付事業特別会計は令和4年度末で会計閉鎖。

■ 使用料・手数料
 公共施設などの使用にかかる費用が使用料、住民票などの発行やゴミ処理にかかる費用が手数料。
 ■ 財産収入
 土地の貸付料など、村の財産を運用して得た収入。
 ■ 繰入金
 特別会計や基金などから一般会計へ繰り入れるお金。
 ■ 繰越金
 前年度の過剰金などを現年度へ繰り越すお金。
 ■ 諸収入
 預金の利子や貸付金の返済金など、さまざまな収入。
 ■ 議会費
 議員の報酬や費用弁償、事務局の経費など、議会の活動にかかる経費。
 ■ 総務費
 庁舎や財産の管理など、共通の内部事務にかかる経費。
 ■ 民生費
 高齢者や障害者、児童などの福祉にかかる経費。
 ■ 衛生費
 健康診断や環境対策、ゴミ処理などにかかる経費。
 ■ 労働費
 労働者の支援にかかる経費。
 ■ 土木費
 道路の整備や街路、公園の整備、村営住宅などにかかる経費。
 ■ 消防費
 消防業務や災害対策業務などにかかる経費。
 ■ 教育費
 小・中学校、社会教育などにかかる経費。

財政健全化判断比率・資金不足比率の公表

令和4年度の決算にともない、新島村の財政健全化判断比率と公営企業会計の資金不足比率をお知らせします。これは、財政健全化法に基づき、公表が義務付けられているものです。

『財政健全化法』とは？

『再建法』にかわり、平成19年6月に公布された法律。『再建法』は赤字額が一定の比率を超えた財政再生団体に指定する、レッドカードのみ指定する、これに対して『財政健全化法』は、4つの指数が一定の基準を超えた場合に、『早期健全化団体』と、『財政再生団体』に指定するイエローカードとレッドカードの二段がまえで財政状況をチェックします。予防も含めた制度です。

▼4つの指数とは？

- ①実質赤字比率 一般会計と特別会計の一部を合わせて「一般会計等」とよびます。一般会計等の赤字をあらわします。
- ②連結実質赤字比率 村の会計のすべてを対象にした赤字をあらわす割合です。
- ③実質公債費比率 1年間に一般会計等から借金の返済に充てる額の割合。一部事務組合など新島村が加

入する組織への返済も含めま

④将来負担比率

一般会計等から借金の返済に充てる将来の見込み額の割合。一部事務組合など新島村が加入する組織への返済も含まれます。新島村には、地方公

新島村の決算様式	対象	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率	
一般会計	一般会計	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率	
	連絡船事業					
	温泉ロッジ事業					
	災害援護資金貸付事業					
	特別会計					国民健康保険診療所
						国民健康保険事業
						介護保険事業
						後期高齢者医療事業
						公営事業会計
	公営企業会計					簡易水道事業
下水道事業						
資金不足比率						
新島村が加入の組織	一部事務組合	③実質公債費比率	④将来負担比率			
	東京都市町村総合事務組合					
	東京都市町村退職手当組合					
	東京都市町村議会議員公務災害補償等組合					
	東京都後期高齢者広域連合					
地方公社・第三セクター	…※新島村は対象外					

表1…令和4年度 財政健全化判断比率の状況

	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費率	④将来負担比率
新島村の状況	—	—	6.5%	—
早期健全化基準 (イエローカード)	15.0%	20.0%	25.0%	350.0%
財政再建基準 (レッドカード)	20.0%	30.0%	35.0%	

※新島村は黒字のため「—」と表示しています。

【問合せ先】
企画財政課 財政係
☎(5) 0204 内線 202

新島村の4つの指数は、国の定めた基準を下回り、早期健全化団体や財政再生団体に指定されることはありません。(表1、表2)
実質赤字比率・連結赤字比率は黒字。「—」と表示しました。
実質公債費比率は6.5%となっています。将来負担比率、資金不足比率も基準値以下です。「—」と表示しました。
これからもより良い予算づくりで、将来に負担をかけない堅実な財政運営につとめます。

社や第三セクターはありません。したがって、この部分は含まれません。
▼早期健全化団体・財政再生団体の基準
①②③の指数が表1の基準値を1つでも上回ると早期健全化団体または財政再生団体になります。
▼早期健全化団体・財政再生団体とは？
会社に例えると、経営状態が悪く、倒産の一手手前が「早期健全化団体」。倒産にあた

るのが「財政再生団体」となります。
▼早期健全化団体・財政再生団体になるとどうなる？
国の監視のもとで計画的に財政の再生をすすめます。予算の制約など、お金の使い方が制限されます。このほか、役場内部の改革だけでなく、税金や公共料金の増額など、みなさんの生活にも大きな影響を及ぼします。
▼判断基準値からみる新島村の財政状況

表2…令和4年度 資金不足比率の状況

公営企業会計	特別会計の名称	資金不足比率
公営企業会計	簡易水道事業会計	—
	下水道事業会計	—
	健全化基準値	20.0%

■公営企業会計ごとの資金不足額が各事業規模に占める割合です。
※新島村は各会計とも資金不足額がありませんので「—」と表示しています。

年末・年始の公共施設などの休業案内

…利用可能日

×…休業日

役場の正月休み…12月29日(金)～新年1月3日(水)

▶休み期間中も職員が役場に常駐しています。

▶役場が休み期間中も営業する施設があります。

電話番号を掲載しますので、直接お問い合わせください。

▶緊急通報……固定電話から局番無し 119

▶急な病気やけが

本村診療所 ……(5) 0083

式根島診療所……(7) 0019

▶その他の問い合わせ

新島村役場 ……(5) 0240

式根島支所 ……(7) 0004

	27日(水)	28日(木)	29日(金)	30日(土)	31日(日)	1日(月)	2日(火)	3日(水)	4日(木)	5日(金)	6日(土)	
本村地区	新島村役場			×	×	×	×	×	×			×
	本村診療所			×	×	×	×	×	×			×
	住民センター			×	×	×	×	×	×			
	住民センター図書室			×	×	×	×	×	×			
	さわやか健康センター			×	×	×	×	×	×			×
	さわやか健康センタースポーツルーム		17時まで	×	×	×	×	×	×	17時まで		×
	青葉会館			×	×	×	×	×	×			
	勤労福祉会館 ☎(5) 0504			×	×	×	×	×	×			
	新島村博物館 ☎(5) 7070			×	×	×	×	×	×			
	ふれあい農園			×	×	×	×	×	×			
	まました温泉 ☎(5) 0830	×							×			
	砂蒸し風呂 ☎(5) 0830	×							×			
	湯の浜露天温泉											
	ガラスアートセンター		×	×	×	×	×	×	×	×		
	ガラスアートミュージアム	改修工事に伴い長期休館中										
スポーツ広場		×							×			
新島村製氷貯氷冷凍冷蔵施設			×	×	×	×	×	×			×	
クリエートセンター			×	×	×	×	×	×				
自治会連合会館			×	×	×	×	×	×				
若郷地区	若郷支所			×	×	×	×	×			×	
	若郷診療所	×		×	×	×	×	×		×	×	
	若郷会館			×	×	×	×	×				
	若郷防災コミュニティセンター			×	×	×	×	×				
式根島地区	式根島支所			×	×	×	×	×			×	
	式根島診療所			×	×	×	×	×			×	
	式根島開発総合センター			×	×	×	×	×				
	温泉・雅湯											
	温泉・憩いの家 ☎(7) 0576	×				×	×	×				
	スポーツ広場		×	×	×	×	×	×	×			
	式根島福祉センター			×	×	×	×	×				
	式根島養殖場	×		×	×	×	×	×				
式根島福祉健康センター			×	×	×	×	×					
交通・放送	連絡船にしき ☎(7) 0825											
	ふれあいバス					×						
	定時放送(午後6:20)			×	×	×	×	×				
ごみ施設・収集	新島村清掃センター	×			午前のみ	×	×	×				
	阿土山ごみ処分場	×	×		午前のみ	×	×	×	×		×	
	式根島クリーンセンター	×			午前のみ	×	×	×				
	神引不燃物処理場	×	×		午前のみ	×	×	×	×		×	
	ごみの収集	×	資源	可燃	×	×	×	×	×	可燃	×	

教育委員会からの お知らせ

令和6年度式根島生徒の 宿泊施設募集

連絡船が天候や災害、事故または整備などによって欠航した時に、式根島生徒が宿泊する施設を募集します。

【期間】 令和6年4月1日～
令和7年3月31日

【宿泊条件】

- ① 連絡船が天候、災害、事故または整備などによって欠航。
- ② 次の日に行事などを控え、天候の悪化が見込まれる時。

【宿泊料】

1泊7千円（食事代含む）

【募集締切】

令和6年2月末日まで

■進学資金貸付制度について

新島村には大学や専門学校などへの進学資金の貸付制度があります。令和6年度も引き続き行いますので、ご利用ください。貸付の条件や対象者などは、つぎのとおりです。

【前提条件】

貸付日（令和6年4月1日）の1か年以上前から、引き続き村内に住所を有する者の子弟であること

【学校の種類】

- ① 国立・公立・私立の大学・短期大学・大学院（専修課程に限る）
- ② 国立・公立・私立の専修学校専門課程

【貸付額】（月額）

- ①、②ともに5万円以内

【必要な書類】

- ① 貸付申請書（第1号様式）
 - ② 納税証明書
 - ③ 所得を証明できるもの
 - ④ 住民票（家族全員の続柄を記載のもの）
 - ⑤ 在学証明書又は入学許可証
 - ⑥ 振替口座番号（本人名義）
 - ⑦ 高校3年生の成績証明書
- または在籍校の成績通知書

【受付期間】

12月1日（金）から
4月5日（金）まで

【返済期間】

貸付期間が終わった1年後から20年以内

【返済方法】

- ① 新島・式根島郵便局または七島信用組合の口座振替
- ② 役場出納室・各支所または金融機関から納付書で支払い

※ご注意 現在、納付書で支払っている方で口座振替をご希望の場合は、教育委員会へご連絡いただき、郵便局または七島信用組合で手続きをしてください。

【申込み・問合せ先】

教育委員会

☎（5）0203（直通）

総務課からのお知らせ

■東京法務局による 登記手続き案内（完全予約制）

東京法務局職員がウェブ会議システムを使用して登記申請（不動産・商業・法人登記）の手續方法をご案内します。
ご利用は完全予約制とし、事前予約者のみの対応となりますので、ご注意ください。
なお、予約時には「新島村役場にあるウェブ会議システムからの利用である」ことをお伝え願います。

【日程】

令和5年12月12日（火）、
13日（水）

※事前予約は、相談日の1か月前から前日正午までにお願います。

●次回は令和6年1月9日（火）、10日（水）を予定しております。

【相談時間】

9時～16時、1回20分
（正午～13時を除く）

【場所】

新島村住民センター

【予約・問い合わせ先】

●不動産登記関係
☎03（5213）1330

●商業・法人登記関係
☎03（5213）1337

▼令和6年4月1日から、相続等により不動産の取得を知ってから3年以内に登記の申請をすることが義務となります。

また、正当な理由なく義務に違反した場合は、10万円以下の過料が科される可能性があります。

身の回りの不動産を確認し、速やかに相続登記を行うよう、今のうちから備えましょう。

■司法書士による出前相談所

東京司法書士会主催による無料法律相談を開催します。

例えば、「相続・遺言・土地・建物・登記・成年後見・暮らしにおけるトラブル・生活再建」「コロナ問題が影響して生活が苦しくなった、仕事がなくなくなった、給付金の手続をしたい」といった相談ごとに關しまして、面談による無料相談を行います。

▼新島相談会

【相談日時】

令和5年12月8日（金）
10時～14時

【相談場所】

新島村住民センター

交通手段の関係でやむなく中止させていただく場合もあります。その際は何卒ご容赦ください。予約は不要です。ご相談の際はマスクの着用をお願いいたします。

【問い合わせ先】

東京司法書士会事務局事業課
☎03（3353）9191
平日9時～17時
（正午～13時を除く）

民生課からのお知らせ

民生委員・児童委員とは？

少子化や核家族化によって地域のつながりが薄れるなか、高齢者や障害のある方子育てや介護をしている方などが、周囲に相談できず孤立してしまうケースが増えていきます。

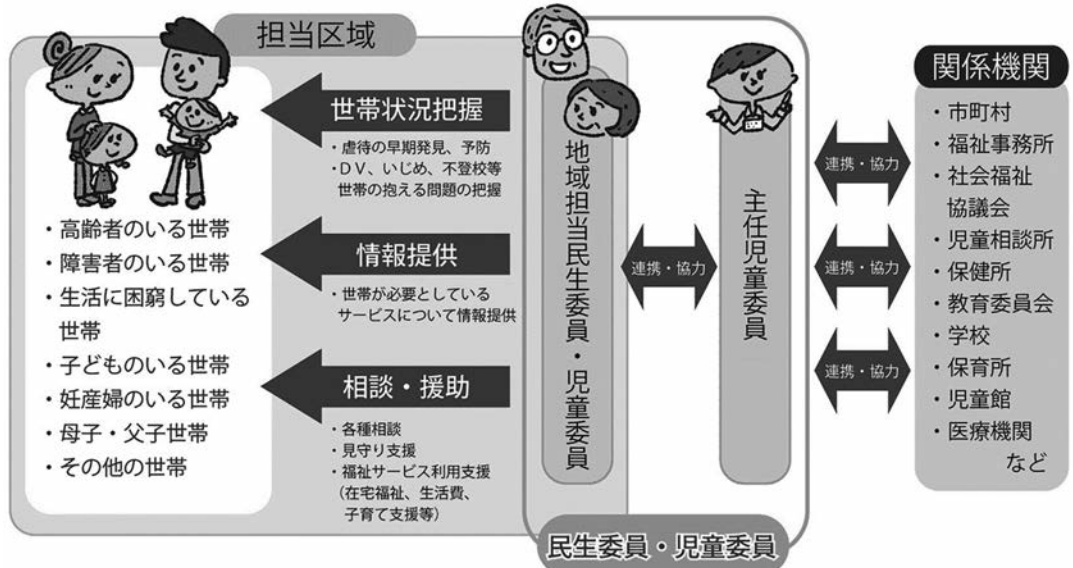
そこで、地域の身近な相談相手として必要な支援を行うのが『**民生委員・児童委員**』の存在です。民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。給与の支給はなく（無報酬）、ボランティアとして活動しています。

また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとされています。役場や社会福祉協議会など関係機関への協力等様々な活動を行っています。

新島村地域担当民生委員・児童委員は次のとおりです。

- ・本村1丁目 宮川 栄子
- ・本村2丁目 小澤 美智子
- ・本村3丁目 前田 直子
- ・本村4丁目 前田 好眞江
- ・本村5丁目 前田 幸美
- ・本村6丁目 菊地 洋子

民生委員・児童委員、主任児童委員の活動について



- ・若郷地区 前田 喜代美
- ・式根島（北） 渡邊 登志江
- ・式根島（南） 欠員中
- ・主任児童委員 前田 さおり



●相談したいときは？

新島村役場 民生課 ☎ (5) 0243 若郷支所 ☎ (5) 0181
 式根島支所 ☎ (7) 0004 社会福祉協議会 ☎ (5) 1239 にご連絡ください！

▼高齢者講習

▼認知機能検査

1月10日(水)	1月9日(火)
2月14日(水)	2月13日(火)
3月12日(火)	3月11日(月)
4月23日(火)	4月22日(月)
5月14日(火)	5月13日(月)
6月11日(火)	6月10日(月)
7月9日(火)	7月8日(月)
8月6日(火)	8月5日(月)
9月10日(火)	9月9日(月)
10月16日(水)	10月15日(火)
11月12日(火)	11月11日(月)
12月10日(火)	12月9日(月)

※講習日には必ず**運転免許証・ハガキ2枚**「免許更新のための検査と講習のお知らせ」と「運転免許証更新のお知らせ」を持参してください。

※75歳以上の方は、認知機能検査日（半日）と高齢者講習日（半日）合計2日間必要となります。

- 令和6年高齢者運転免許更新の講習日時
- 高齢者講習（70歳以上） 9時～
- 指定された方は14時～ 9時～
- 認知機能検査（75歳以上） 9時～

新島警察署からのお知らせ

【注意】
 ・講習が済んでいない方には運転免許の交付はできません。

・高齢者講習の際に実技講習を実施しますので車で来署願います。

・来署前に車の点検（特にブレーキランプ等）を実施し、来署する際は運転に相応しい履き物で願います。

【問い合わせ先】

新島警察署 交通係
 ☎ (5) 0381



さわやか健康センターだより

さわやか健康センター
 子ども家庭支援センター共通
TEL 5-1856 FAX 5-1857
 メールアドレス
 さわやか健康センター kenkou@nijijima.com
 子ども家庭支援センター kodomo@nijijima.com

インフルエンザ予防対策

●外出後には、うがい、流水・石鹼による手洗いを忘れずに行いましょう。アルコール製剤による手指衛生も効果があります。

●室内では、適度な湿度を保ちましょう。加湿器などを使って適切な湿度(50〜60%)を保つことも効果的です。

また、こまめに換気をし、新鮮な空気を取り入れましょう。

●日頃から疲労や睡眠不足を避け、バランスよく栄養をとる。体の抵抗力を高めましょう。

●インフルエンザが流行している時は、人混みへの外出を避けましょう。

●外出時には、マスクを着用しましょう。

歯周病検診のお知らせ

新島村特定健診の期間に実施される歯周病検診のお知らせです。

歯周病は成人の方の8割以上が罹患している疾患で完治することはないとされています。進行を抑えることはできます。そのため新島・式根島診療所歯科では、定期的な検診やクリーニングを推奨しております。

歯周病は糖尿病や心疾患、誤嚥性肺炎など多くの全身疾患と関係しています。痛くないから歯科に行く気が起きないという方も出来れば3ヶ月、長くても半年に一度は歯科でお掃除をしましょう。お口の中の健康を守ることが身体を守ることもつながります。

今ご自身の歯が何本残っていますか？そう聞かれて即答

できる方は少ないと思えます。8020運動といって80歳になっても20本の歯が残っている状態を目指す運動が平成の始めから国全体で行われています。20本以上の歯が残っている人は何でも噛めて食べることが出来る人の割合が高いことから設定されているそうです。

歯がぐらぐら揺れているから抜いてほしい。歯科にはそういった患者さんが多く来院されます。そういった方のお口の中を見ると大体揺れている歯の隣の歯もわずかに揺れています。

歯周病は歯の周りの骨が溶けていく病気ですから、放置すればどんどん隣の歯も揺れていきます。そうしてどんどんドミノ倒しのように歯がなくなっていくます。

これ以上自分の歯を失わないためにも、そして最後まで美味しく食事ができるように、定期的な歯科検診や今回の歯周病検診を受けることを強くお勧めします。

新島村国民健康保険診療所

本村診療所 歯科

歯科医師 三枝眞

新島村あそびのひろば

■新島あそびのひろば

保育士が未就園児を対象に、あそびのひろばを開きます。

・内容

お絵描き、ボール遊びなど

・とき

令和5年12月13日(水)

9時20分〜10時40分

・ところ

さわやか健康センター

・対象者

未就園児と保護者10組程度

・参加方法

前日までにさわやか健康センターに電話で申し込み

■式根島あそびのひろば

保育士が未就園児を対象に、あそびのひろばを開いていきます。

・とき

毎週火曜日

9時30分〜11時30分

・ところ

式根島開発総合センター

・対象者

式根島にお住いの未就園児と保護者

・参加方法

当日集合

※飲み物、タオル、オムツ等各自ご用意ください。

■日赤から災害救援用資材

日本赤十字社東京都支部より、災害救援用資材としてワンマンストレッチャー(3基)と自動ラップ式トイレ(4基)が配備されました。この資材は災害発生時や、赤十字活動等に使用させていただきます。

また、日頃から赤十字の活動にご協力をいただいている皆様に、感謝申し上げます。



副村長就任のご挨拶

11月10日付で副村長に就任いたしました前田充です。
変動する社会情勢やその影響を大きく受ける住民生活環境の変化に対して素早く対応し、村長の掲げる「未来に向けて持続可能な村」「心豊かに暮らせる村」の実現のため、微力ではありますが努力してまいりますので、住民の皆様のお力添えをいただきますようお願い申し上げます。



羽黒駅伝大会に新島チーム参加



10月8日（日）、友好都市「山形県鶴岡市」で開催された「第51回羽黒地区駅伝大会」に新島村から1チーム6名が参加しました。順位は一般の部8チーム中7位。競技中は沿道の皆様から、大きな声援を頂きました。

友好の絆を改めて確認し深めることができましたが、今度は来年1月の「新島村駅伝大会」に羽黒チームの皆様をお迎えできることを楽しみにしています。

令和5年度新島村津波避難対策訓練

10月21日（土）、本村・若郷・式根島の各地区で津波避難対策訓練を実施いたしました。

今回は、南海トラフ巨大地震による津波被害を想定した避難訓練と簡易ベッド等を展示した防災体験訓練を行い、本村地区534名、式根島地区186名、若郷地区107名、関係機関304名、合計で1,131名の方にご参加いただきました。



新島・式根島消防団秋季訓練



10月24日（火）、10月25日（水）の2日間、新島・式根島消防団秋季訓練が実施されました。東京都消防訓練所から講師の方にお越し頂き、講義形式で災害時の対応について学び、実践的に放水訓練を行いました。

敬老演芸会





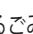

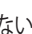


10月28日（土）、式根島開発総合センター・新島村住民センターで敬老演芸会が開催されました。今年には新星劇団の皆様と演歌歌手の大空亜由美さんにご来島頂き、華麗な舞踊や三味線、歌唱をご披露頂きました。笑いあり涙ありのショーを、ご来場の皆様で大いに楽しみました。

12月の主な行事予定

11月6日現在の予定表です。変更になる場合もありますので、ご了承ください。

★印=さわやか健康センター事業
(詳しくは、お問い合わせください)

日	月	火	水	木	金	土
<p>■住民センター図書室から新着本のご案内</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>中山七里</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>大塚菜生</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>たてのひろし</p> </div> </div> <p>世界のヘンな研究 我が手の太陽 ##NAME## ヨモツイクサ メメンとモリ</p> <p>五十嵐杏南 石田夏穂 児玉雨子 知念実希人 ヨシタケ シンスケ</p> <p>図書室 HP QRコード </p>					<p>1</p> <p>■消防団夜警開始式 18:00～ 役場正面玄関 ★ヨガ教室 10:00～11:00 さわやか健康センター ★はつらつ教室 13:30～15:00 式根島福祉健康センター</p> <p>    </p>	<p>2</p> <p> </p>
<p>■本村住民センター図書室の利用時間 9時～17時(年末・年始をのぞく) ☎教育委員会 5-0203 直通</p> <p>■図書室ホームページでは蔵書検索が可能で、新着や貸出ランキングもご覧いただけます。</p>						
<p>3</p> <p>    </p>	<p>4</p> <p>★特定健診他(式根島) 9:00～12:00 式根島開発総合センター</p> <p></p>	<p>5</p> <p>★特定健診他(式根島) 9:00～11:30 式根島開発総合センター</p> <p>■第4回新島村議会 定例会 9:00～ 議会議事堂(予定)</p> <p>   </p>	<p>6</p> <p>★特定健診他(新島) 8:00～12:00 さわやか健康センター</p> <p>★定期予防接種(新島) 受付:15:00～16:00 本村診療所</p>	<p>7</p> <p>★特定健診他(新島) 8:00～12:00 さわやか健康センター</p> <p>★乳幼児健診(式根島) 13:00～14:30 式根島開発総合センター</p> <p>★定期予防接種(式根島) 受付:15:00～15:30 式根島診療所</p> <p>   </p>	<p>8</p> <p>★特定健診他(新島) 8:00～11:30 さわやか健康センター</p> <p>    </p>	<p>9</p> <p>■小児科・耳鼻咽喉科 専門診療 9:00～11:30 本村診療所</p> <p> </p>
<p>10</p> <p>■小児科・耳鼻咽喉科 専門診療 8:30～10:00 本村診療所</p> <p>   </p>	<p>11</p> <p></p> <p>   </p>	<p>12</p> <p>★若返り体操教室 さわやか健康センター</p> <p>★ヨガ教室 18:00～19:00 さわやか健康センター</p> <p>   </p>	<p>13</p>	<p>14</p> <p></p> <p>   </p>	<p>15</p> <p>★ヨガ教室 10:00～11:00 さわやか健康センター</p> <p>★はつらつ教室 13:30～15:00 式根島福祉健康センター</p> <p>    </p>	<p>16</p> <p> </p>
<p>17</p> <p>    </p>	<p>18</p> <p></p> <p>   </p>	<p>19</p> <p>★若返り体操教室 さわやか健康センター</p> <p>★ヨガ教室 18:00～19:00 さわやか健康センター</p> <p>   </p>	<p>20</p> <p>★定期予防接種(新島) 受付:15:00～16:00 本村診療所</p>	<p>21</p> <p>   </p>	<p>22</p> <p>★ヨガ教室 10:00～11:00 さわやか健康センター</p> <p>    </p>	<p>23</p> <p>■管内小中学校終業式</p> <p> </p>
<p>24/31</p> <p>●31日～1月3日 ごみの収集、各ごみ 処理施設はお休み</p> <p>   </p>	<p>25</p> <p>■新島高校終業式</p> <p></p> <p>   </p>	<p>26</p> <p>   </p>	<p>27</p>	<p>28</p> <p>    </p>	<p>29</p> <p>    </p>	<p>30</p> <p>■今日は、 固定資産税の 納付月です。</p> <p>●各ごみ処理施設の 営業は正午まで</p> <p>   </p>

収集: ...燃えるごみ ...燃えないごみ ...資源 施設: ...式根島クリーンセンター ...新島村清掃センター ...神引処分場 ...阿土山処分場
★ごみはルールを守り出してください。 家庭ごみについての問い合わせ 民生課民生係 5-0243 内線108